セント未満		

を

N－メチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）	

に改める。

附　則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）第一条の規定の施行の日から施行する。